

壱岐市農業委員会定例会（令和6年4月）  
議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日（木）午前9時  
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 16名  
4. 欠席委員 ・・・番・・・委員 ・・・番・・・委員  
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・  
6. 議事日程  
　第1. 議事録署名委員の指名 ・・・番 ・・・委員 ・・・番 ・・・委員  
　第2. 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について  
　議案第19号 違反転用について  
　議案第20号 令和6年度農用地利用集積計画の承認について（第1回）  
　議案第21号 壱岐市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について

7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

開会前に4月の長崎県の人事異動で、新しく壱岐振興局農林水産部農業振興普及課の転入者をご紹介します。

（・・・課長、・・・専門官、大方専門官挨拶）

ここで農業振興普及課の皆様は、退出されます。

続きまして、壱岐市的人事異動で農林水産部長、農林課長が代わられましたので、ご挨拶をお願いします。

（・・・部長、・・・課長挨拶）

続きまして、農業委員会の・・・さんをご紹介します。

（・・・さん挨拶）

それでは、只今より令和6年4月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、引き続き議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　　はい、1頁をお願い致します。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、6件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格法人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件の贈与、4件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

### 23番 土地の所在

郷ノ浦町麦谷触	字田代	・	・	・	番	・	地目	畠	面積	1 3 7 2 m <sup>2</sup>
同じく	字船越	・	・	・	番	・	地目	畠	面積	1 5 5 m <sup>2</sup>
同じく		・	・	・	番	・	地目	畠	面積	2 0 5 m <sup>2</sup>
譲渡人	・	・	・	・	・	・				
譲受人	・	・	・	・	・	・				

経営地面積は、田が6565m<sup>2</sup>、畠が1893m<sup>2</sup>、計8458m<sup>2</sup>です。

### 申請理由

譲渡人 島外在住で管理出来ないため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、ロールベーラー、タイヤショベルを所有されてあります。

農作業歴は本人が45年、長男と常時雇い、臨時雇いがそれぞれ3年です。

通作距離については、近いところで20m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないとの判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんが、島外在住のため管理できないということでありまして、譲受人の・めさんが依頼を受けて、土地を贈与されまして引き続き飼料等を耕作されているとの事であります。

・・さんは、認定農業者でもあり、何ら問題はないかと思います。

皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第18号23番は決定します。続きまして、24番の説明を求めます。

事務局 1頁をお願いします。

24番 土地の所在

郷ノ浦町田中触	字鉢形	・・・番	地目	田	面積	991m <sup>2</sup>
---------	-----	------	----	---	----	-------------------

同じく		・・・番	地目	田	面積	1026m <sup>2</sup>
-----	--	------	----	---	----	--------------------

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が4436m<sup>2</sup>、畑が1747m<sup>2</sup>、計6183m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラ、ハーベスターを所有されてあります。

農作業歴は本人が50年です。

通作距離については、1.5Kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月19日に委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月19日に・・さん立会いで現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんが、当該農地の耕作ができないということで、譲受人の・・さんが、買い受けて引き続き耕作して行くとの事なので何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第18号24番は決定します。

続きまして、25番の説明を求めます。

事務局 2頁をお願いします。

25番 土地の所在

郷ノ浦町大浦触 字遠ノ辻 ・・・番 現況地目 畑 面積 126m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が1561m<sup>2</sup>、畠が2373m<sup>2</sup>、計3934m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため後継者へ生前贈与する。

譲受人 謙り受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラを所有されており、田植機と稻刈機にかかるものは委託されてあります。

農作業歴は本人が19年、母が40年です。

通作距離については、400mです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人の母親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を致しました。

おじいさん名義の農地についてお孫さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。お孫さんは、現在石田に住んでおりますが、農作業は、実家にまで来て農作業をしてあるそうです。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第18号25番は決定します。

続きまして、26番の説明を求めます。

事務局 2頁をお願いします。

26番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触	めずま 字前妻	・・・・番・	地目	畠	面積	479m <sup>2</sup>
同じく		・・・・番・現況地目	地目	畠	面積	480.58m <sup>2</sup>
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	929m <sup>2</sup>
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	893m <sup>2</sup>
同じく		・・・・番・	地目	畠	面積	129m <sup>2</sup>
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	1132m <sup>2</sup>
同じく		・・・・番・	地目	田	面積	423m <sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田1336m<sup>2</sup>、畠が5331m<sup>2</sup>、計6667m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に売却する。

譲受人 買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、タイヤショベル、トラクターを所有しております。構成員は、2名で農作業に従事されてあります。通作距離は法人の事務所から1.5km程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていないと考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人の会社の従業員との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を致しました。

・・さんが不在だったため、・・・・の・・ご夫妻と現地で確認いたしました。

・・・・・・の・・さんと同級生である譲渡人から依頼があり、休耕している農地を買い受けて、飼料等を作付ける計画という事がありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第18号26番は決定します。

続きまして、27番の説明を求めます。

事務局 3頁をお願いします。

27番 土地の所在

勝本町西戸触字一ノ坪 ・・・番・ 地目 畑 面積 1633m<sup>2</sup>

勝本町西戸触字一ノ坪 ・・・番・ 地目 畑 面積 1017m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が43248m<sup>2</sup>、畠が15453m<sup>2</sup>、計58701m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理ができないため、譲受人へ売却する。

譲受人 買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、葉たばこの作付けです。

農機具は、軽トラック、トラクター、ハーベスター、AP1(たばこの機械)を所有されてあります。

農作業歴は本人が25年、父母がそれぞれ50年です。

通作距離については、500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わりります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を致しました。

譲渡人は島外在住で壱岐の農地の一部については、・・さんが買い受けて、野菜と飼料作物を作付けるという事でございますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第18号27番は決定します。続きまして、28番の説明を求めます。

事務局 3頁をお願いします。

28番 土地の所在

勝本町大久保触字平田 ・・・番・ 地目 畑 面積 624m<sup>2</sup>

同じく ・・・番 地目 畑 面積 397m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ······

経営地面積は、0です。

申請理由

譲渡人 島外在住で、管理ができないので譲受人へ売却する。

譲受人 自宅の隣接地であるため買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、草刈機を所有されてあります。

農作業歴は本人、妻とも0年です。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないとして判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、4月19日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、島外からの転入者であり、譲渡人の住居を購入するとともに農地も買い受けて耕作を行うという事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第18号28番は決定します。

続きまして、議案19号「違反転用について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願い致します。議案第19号「違反転用について」、農地法第5条第1項の違反転用につき、審議のうえ意見を付して報告の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字吹石 ・・・番・ 地目 田 面積 100m<sup>2</sup>

芦辺町箱崎大左右触 字吹石 ・・・番・ 地目 田 面積 624m<sup>2</sup>

計 2筆で724m<sup>2</sup>

転用目的 事務所兼駐車場

違反転用者、···

内容 令和6年2月頃から、許可を受けずに事務所兼駐車場として、利用している、というものです。

このことについて、3月5日に農業委員会から県に違反転用連絡票を送付しま

したところ、農業委員会総会に報告して追認相当か否かを審議のうえ事案報告書により意見を報告するように指示がきております。

現地を確認したところ、原状回復は困難であり、周辺農地の営農に支障はありませんでした。

また、違反行為について申請者には悪意がなく、再発の恐れもないと思われます。

当初から正式な手続きを行っていれば、許可相当として県へ送付していた事案であると判断しております。

付近状況図、写真は、5頁から8頁です。4月19日に・・委員と申請者のお父さんとの立会いの下、現地確認を行っております。以上事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局と一緒に4月19日に現地を確認いたしました。

内容につきましては、只今、事務局から説明があったとおりでございます。

・・さんは、申請地が雑種地と勘違いしてあって、農地法の許可なしで事務所を建設したことでした。反省もしてありましたので、この案件につきましては、追認許可相当としてやむを得ないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。

・・委員　6頁の写真は、871番4も含めているのですか。

議長　　含まっております。

・・委員　分かりました。

議長　　他にありませんか。

・・委員　871番1は入っているのですか。

事務局　　871番4の農地が871番1に入る進入路として残っています。871番5が事務所兼駐車場となっております。

議長　　よろしいですか。違反転用があつたらできないですが、今回は追認許可証という判断を委員会でさせていただいて、県に進達することになると思います。

・・委員　できたら、農業委員会としての広報をしたらどうですか。例えば、家建てる時は、雑種地か、農地か確認するように広報したらどうですか。やはり昔からの荒れたところは、農地ではないというイメージがあるので。

議長　　さらに今荒れた農地が増えているので、

・・委員　建設会社は、工事を始める時に関与しないのですかね。

事務局　　大体は、図面を引く時に地目を確認すべきのところですね。

議長　　荒れているからと言って、山林とか原野とかに判断するのではなく、本来なら、登記簿で調べれば、このようなことは起こらない。

事務局　　登記簿を閲覧するか、手に入れるかして。

・・委員 家を建てて、登記しない場合もあると思います。

議 長 こういうのは、今からでてくると思います。われわれ農業委員は、注意して見なければならない。

事務局 今後、チラシを作って、お配りしたいと思います。

豊永委員 違反転用したらを許可出さないということにしたら

事務局 普通は、そうですが、これまで県は、厳しい時があって、大体は、罰則規定があって個人なら300万円、業者なら1億円とか、農地法の罰則規定のなかで謳われています。戻した挙句に罰金を支払わなければならぬと法では謳われておりますが。そういう対応をしたいと思います。

議 長 今の件で利用状況調査でも把握できるですもんね。

事務局 利用状況調査では、お墓が多くて、お墓は墓地法の許可を受けていないので、違反のまま通っており、県にあげても対応ができない。墓地法の許可がないと建てられない。これこそ業者に強く言わないとですね。基本、新規墓地は認められないようになっている。農地外でも。もともとあったところの改葬はいいのですが、新たに墓を建てるのは、農地法の許可が得られない。集団墓地とか、お寺の墓地とか組合的なものだったら、墓地法の許可ができると思うので。農地ではなくても。結局墓地法の許可がないと建てられない。公共事業とか道路を作る時に影響が出でるので、認められていない。

・・委員 要望ですが、リストをもらって個別に調べた時に違反件数というのを、墓地とか、山林、牛舎など散見されたような状況で違反になっている。税金は、当たり前に課税されているので問題なからうと言われるが、帳簿上では違反となっているので、どこかで整理してもらいたいと思っている。これもわかりやすい形で、チラシがあるならと思ったのですが。具体的なものがあればと思ったのですが。

事務局 皆様にお渡ししている野帳には、最適化推進委員が現場に行って書いてあるものが多い。牛舎は特殊で、自分で建てて200m<sup>2</sup>以内だったら届出だけで良いくなっている。随分昔のものだったら、その届出が出ていたかどうか分からぬ状態である。もしかしたら許可をもらっているところもあります。ただ、定例会にあげて、4条、5条の許可をもらって建てたというものではないので、届出という形で残っている可能性もあります。備考欄のところに現状牛舎が建っているとか書いてもらって、墓地というのは、違反ですがどうしようもないで、今できることは、建てていたら、許可をもらったかどうかの確認をお願いします。建っているものは、ダメな話ですがどうしようもない。違反だから壊せという話ですが、経費がかかるということなので今から発生させないようにしていただくことになる。牛舎については、備考欄に書いて建っているのが分かればいいのですが。今も届出を出せばいいのですが、出てない分もあるかもしれません。利用状況調査の中で去年までなかったが、今年はというのがあれば事務局に言ってもらえばいいですけど。・・さんの件も、今まで農地だったけれど、急に建っているという話があって、見に行ったところです。

議 長 他に質疑はありませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第19号は、意見を付して進達致します。

続きまして、議案第20号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について（第1回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願いします。

議案第20号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について」今年度1回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は52件、借り手が29人、貸し手が50人です。田が75筆、91,779m<sup>2</sup>、畑が45筆で53,180m<sup>2</sup>、合計120筆で144,959m<sup>2</sup>となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、10頁から13頁に掲載を致しておりましたので、よろしくお願ひします。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第20号は決定します。続きまして、追加議案第21号「壱岐市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、追加議案の資料をお願いします。

議案21号「壱岐市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」でありますが、農業委員会に関する法律第17条の規定に基づき、壱岐市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱することについて審議するものであります。

先月の総会において、2名の農地利用最適化推進委員の解嘱についてご承認いただいたのち、3月26日から4月23日にかけて、市ホームページ等による公募を行いました。その結果、郷ノ浦町沼津地区推進委員には、・・・・・・・  
・・・・・・・、芦辺町那賀地区推進委員には、・・・・・・・  
・・・の・・・さんが推薦を受けられております。

・・・氏は、高校卒業して、自衛隊に入隊しておりますが、4年後除隊されて実家にもどり会社に勤めながら農業をされていた経歴であります。現在は、農業と生産組合の仕事のみということです。また、新田触実行組合長や共済部長の経験があるそうです。皆様方からご承認いただけましたら沼津地区の新田触、里触の担当になります。現在、新田触、里触の担当の・・・推進委員さんが小牧東触、小牧西触、長峰本村触の担当となり、・・・委員さんが有安触と長峰東触の担当となります。・・・氏は、以前壱岐市家畜診療所に勤務されておりましたが、平成30年度に退職されて現在は会社員と農業に従事されてあります。皆様方にご承認いただきましたら、・・・さんの後を受けて、那賀地区の中野郷西触、中野郷本村触、中野郷仲触、中野郷東触の担当となります。

この2名をそれぞれの地区の農地最適化推進委員として委嘱してよろしいか、ご審議のほど宜しくお願ひします。

議長　　はい、ただいま事務局から説明がありましたが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、追加議案第21号は決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局　　事務局からのその他の件ですが、

- ① 5月の定例会の日程 → 令和6年5月24日(金)午前9時～
- ② 令和5年5月1日から10月31日までクールビズの実施について
- ③ 最適化活動について

事務局　　最適化活動の関係で、活動記録簿等を緑色のファイルに資料を閉じておりますので活用をお願いします。7月から3月までありますので、先月配った4月から6月まで分と保管してもらって定期的に提出をお願いします。4月の16、18で最適化推進委員さんに前年度の実績と今年度の目標ということで、2か所で研修会を行っております。農業委員さんと同じような目標設定などの説明を行っておりますので、宜しくお願いします。

- ④ 農地の貸借の仕組みが大きく変わります。チラシをお願いします。

令和5年度の4月1日から、基盤強化促進法が改正になっています。これは、農林課が策定している地域計画を令和6年度末までに策定をしなければならないということで、これに伴う改正があつてまして、今回の20号議案でありました農用地利用集積計画、流動化の分の利用権設定が今年度で終わります。本当は、5年の4月になくなっている状態であるが、経過措置が2年間認められていて、6年度末までこの法律による貸し借りができるようになっています。このチラシの現状の仕組みというところの相対による利用権設定、これが基盤強化法の貸し借りになっております。2の方が中間管理機構の貸し借りです。別に農地法の3条で貸し借りができるようになっているが、貸し借りを結ぶのも1件ずつ議案にあげなければなりませんので、壱岐では件数が少ないです。税金の関係で相続とかできないので、家族間の貸し借りを3条で結んだり、年金がらみの貸し借りはあったりはします。

オーソドックスに言えば、流動化と中間管理機構の貸し切りが現状の貸し借りで議案で上がっている分となっています。令和5年度以降は、法上は中間管理機構による貸し借り1本になっています。法上はなんですが、2年間の猶予期間があるので基盤強化法の貸し借りがあります。

次に地域計画ですが、地域でどの農地を活用していくということで、話し合いによって同意を得て、農地を守っていくところを決めて、それを地図に落としていくということで、この目標地図というのは、1筆毎に誰が耕作するか、現状作っているのか、10年後に誰が作るのか、今後2、3年先まで作っていただくイメージになります。

廃止に伴い、農地流動化の補助金、これも令和6年度末、令和7年度3月1日契約分で廃止になります。

一応、来月に7月1日契約の更新分を送るようにしております。このチラシを入れて周知を行いたいと思います。地域の農業を守ろうということで、地域計画を現在農林課で進めています。

令和5年から6年の地域計画策定計画ということで、令和5年の4月から農業委員、最適化推進委員の戸別訪問による意向調査を行っていただきました。それをもとで現況と10年後の意向が分かるように、出された方でわかるように提出されておりました。しかし、それが共済細目書の地番で書かれる方が多くて登記の地番と合わないところが多かったのです。一度、皆様が集めた意向調査が4000筆ほど集まりまして、それから目標地図の素案を作つて、石田の池田地区で協議の場を令和5年の12月に1回実施しております。その時に、地図に中山間多面的のところを色で塗ったり、公的貸し借りのところを色で塗つたりだとかいう形でしたが、それでは半分も塗れてなく、3割程しか塗れてなく、今後細目書の地番と登記地番を合わせなければという話が出て、年明けから農林課と協議を行つて、6年度の細目書の書き換えにあわせて、細目書地番での意向調査を配付しております。登記地番とあつてはいる、あつてない項目を入れていただいて、登記地番とあつてない人は、農林課の窓口に行って航空写真と確認して地番をあわせてくださいとお知らせをしております。

それが、3月は郷ノ浦、4月は勝本、5月は芦辺、6月は石田ということで、地図合わせを行つております。それが、出来上がつたらデータを作つて7月までは、現況地図と目標地図の案を作つて協議の場ということで、その地図を持って地域の方に入って進めていくという話になつています。

年内には、ある程度作り上げなくてはいけないという話になつています。関係機関集まって、そのようにスケジュールを組んでいます。3月には、地域計画の策定公表を行うようになっております。

また、7年の7月以降は、年1回は、話し合いをすることになるので、また農林課で協議の場を開くようになります。農業委員会では、この協議の場に参加、また意向調査の収集になるので、今細目書の調査と重なるので、その分は実施しなくていいが、田とかなるので、たちまちは交付金とか、お金が出ている所は、計画に載せないといけないので、作つております。畠分が出てきていないので、今後は、畠の所有者、耕作者に対してのところを農業委員会で対応しなければならないのかなと思っております。今の意向調査の集計が終わつてからということにしたいと思います。後皆さんと、最適化推進委員さんに協議の場に参加をしていただきたいと思っています。地域でいろんな役をもつてあると思いますので、皆さんへの声掛けをして一緒に参加をしてもらうという流れにしたいと思います。

また、時期が来たらその折の定例会の時に説明をしたいと思います。

#### ⑤ 所有者不明農地について

現在、相続の出来ていない農地が多くて、買いたいけど所有者がわからないとか結構あります。これが中間管理機構を活用しての貸し借りをする場合は、その意思表示、借りたいということを耕作者から言ってもらえて、ただ所有者がわからないので調べてほしいということを農業委員会に言ってもらえば、農林課と連携して、所有者の探索を行います。ポイントは、分からないという条件が、登記名義人が亡くなつて、配偶者も亡くなつて、その子供まで調べる形になります。それより下は調べなくて、貸し借りができるとなつており、これは国が進めてい

るが、県内では実施したところが、令和2年に本市が実施しただけです。その時は、相続放棄をされたということで、その時は、半年告示をして意見などが出なかつたので、貸し借りが10年で出来るようになっています。

その当時は、10年だったのですが、40年貸し借りが出来るようになっております。中間管理機構の最初の頃が、島外の方やお亡くなりになった方は後回しで生きている人だけで契約を結んだところがあると思うが、作ってやって契約が結ばれていない農地があると思うので、もしそのような相談があれば、このチラシを使って農業委員会をご紹介していただいたらと思います。

また、4月から相続の義務化が始まっていますが、今後、説明会や利用状況調査のなかで皆さんに周知をしたいと思います。また、お聞きになりたいございましたら、農業委員会だけではなくて農林課にあげてもらったら、ご希望があれば、早めにお知らせいただければと思います。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。

最後に説明があった相続登記、これは、いろいろ問題がありまして、法で決まりまして、罰則規定もありますので逐次登記をするようになっています。ご注意ください。先ほど事務局が言いますように説明が必要であれば、皆様方集まつた時に時間を設けたいと思います。他に皆様方から何かありませんか。

それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。